

12月は、「鹿児島県下一斉国保税滞納整理強化月間」です。

国民健康保険税(国保税)は国保制度を支える貴重な財源です。西之表市を含む県内すべての市町村で、平成30年度から、8月と12月を「鹿児島県下一斉国保税滞納整理強化月間」と定め、納税意識を高める取組を実施します。

○取組の内容について

- (1) 電話や文書等による催促、納税相談など
- (2) 財産調査等の滞納整理に関する取組
- (3) 広報活動の強化

○国保税の軽減について

国保税では、国保加入者の前年中の所得が一定基準以下の世帯の場合、保険税が軽減されます。未申告の場合、所得の判定ができないため法定軽減が適用されません。未申告の方は、必ず申告を済ませましょう。

また、災害により甚大な被害を受けた場合や、廃業または休業等により前年分の所得より大幅に減少が見込まれる場合、納期限が未到来のものについて、被害の程度や所得に応じて減額または免除されます。ただし、定年退職・自己都合退職の場合は、減免の対象外となります。

○国保の加入・脱退について

国保への加入・脱退の手続きは、原則として本人が市健康保険課で手続きする必要があります(事業所などから連絡を受けて自動的にされるものではありません)。手続きをしないと職場の健康保険と国保の二重加入により両方の保険料を支払っている場合もあります。

職場の健康保険に加入した時や脱退した時は、14日以内に手続きを行ってください。

○納付に便利な口座振替について

納期限に指定の預金口座から自動的に振替できます。納付忘れの防止や、納付のために出かける手間を省くことができますので、ぜひご活用ください。口座振替をご希望の方は、利用している金融機関でお手続きください。

○アプリ決済サービスでの納付について

納付書のバーコードやQRコードをスマートフォン決済アプリのカメラで読み込む仕組みで、いつでもどこでもお支払が出来るようになりました。

○滞納すると・・・

国保税が滞納になっており再三の催告にも応じていただけない場合は、国保税の負担の公平性を確保する観点から、財産の差押などの滞納処分を行うこととなります。また、特別な理由がなく滞納が続くと、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証や、医療機関での受診の際に一時的に窓口で全額自己負担(10割負担)していただく被保険者資格証明書が交付され、自己負担の軽減が受けられない場合があります。

軽自動車税（種別割）は4月1日時点の所有者に課税されます。市役所税務課市税係
廃車等の手続きは3月29日（金）までに済ませましょう

■問い合わせ先

TEL22-1111 内線229/233

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点のバイクや軽自動車、小型特殊自動車（農耕用含む）などの所有者に対して課税される税金です。

4月2日以降に廃車等の手続きをした場合、月割りはせず1年分の税金を納めていただくこととなりますのでご注意ください。

解体、使用不能、紛失等

廃車の手続きを行ってください。

特に、軽自動車税は、解体が済んでいても右記窓口での廃車手続きが済んでいない場合は課税されますのでご注意ください。

転売、譲渡、所有者が亡くなった場合

名義変更等の手続きを行ってください。

市外へ転出・市内へ転入した場合

住所変更の手続きを行ってください。

※軽自動車税（種別割）の納期限は、5月31日（金）です。
納税通知書は、5月上旬に発送予定です。

※種別ごとに窓口が異なりますのでご注意ください。

軽自動車種別	受付窓口・問い合わせ先
原動機自転車 (125cc以下)	市役所税務課市税係 TEL 22-1111 内線229/233
ミニカー	※郵送での手続きの場合、市役所に申告書が届いた時点での受付となりますのでご注意ください。
小型特殊自動車 (農耕作業用も含む)	
軽二輪 (125cc超～250cc以下の二輪車)	九州運輸局 鹿児島運輸支局 TEL 050-5540-2089 鹿児島市谷山港2丁目4-1
二輪の小型自動車 (250ccを超える二輪車)	
軽三輪	全国軽自動車協会連合会 鹿児島事務所 (鹿児島県軽自動車協会) TEL 099-261-4011 鹿児島市谷山港2丁目4-42
軽四輪 (乗用・貨物)	

給与調査についてご協力をお願いします

雇用主の方へ税務課収納整理係から従業員の方の給与等支給状況について、照会を行うことがあります。

これは国税徴収法141条により、滞納処分のため財産の調査を行うものです。

回答しても、法律によって情報開示をただけなので、個人情報保護法に反することにはなりません。

しかし、徴税吏員の質問に対して答弁せず、又は偽りの陳述をした場合は罰則があります。ぜひ調査のご協力をお願いします。

○国税徴収法

第141条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権もしくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株式又は出資者である法人

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役または五十五万円以下の罰金に処する。

- 一 第141条の規定による徴収職員の質問に対して答弁せず、又は偽りの陳述をしたもの
- 二 第141条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記載した帳簿書類を提示した者